

肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス「電子証明書方式」登録・解除等依頼書

株式会社 肥後銀行 御中

お申込日	年 月 日						
フリガナ							代表口座のお届印
おところ							
フリガナ							
おなまえ							
代表口座	取引店	預金種類		口座番号			
		普通	当座				

契約法人ID									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

連絡先	電話番号	() —		
	ご担当者	部署名	お名前	

当社(私)が利用している「肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス」について、下記のとおり電子証明書に関する登録を依頼します。

記

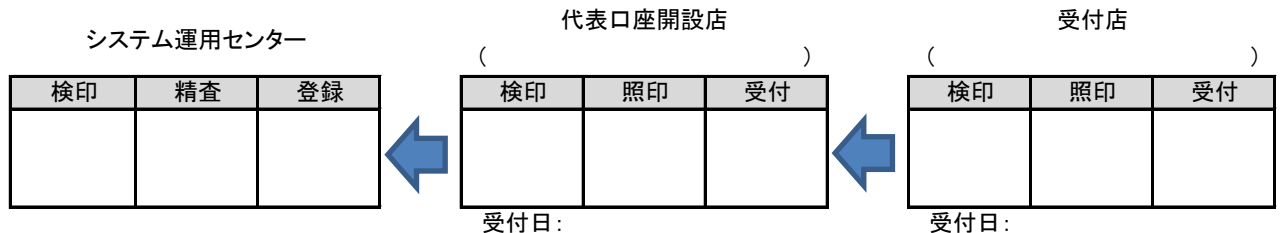
〔依頼内容〕

該当する手順の太枠内に○を付けてください。

※新規申込みに際しては、事前に、電子証明書方式の利用環境を当行ホームページで確認してください。

	新規発行	電子証明書方式の新規申込み
	再発行	管理者用(契約法人用)電子証明書の再発行申込み ※証明書の有効期限切れ・パソコンの変更等の場合
	解除	電子証明書方式の解除 ※ID・暗証番号方式への変更等の場合

(銀行使用欄)



※写しを契約先へ交付する。

※写しを代表口座開設店で保管し、原本をシステム運用センターへ送付する。

肥銀ビジネスインターネットバンキングサービスご利用規定(抜粋)

第3条 本人確認

1. 本人確認方法

本サービスを利用する際の本人確認は、以下に示すID・暗証番号方式と電子証明書方式のいずれかにより行います。なお、電子証明書方式を選択する場合は、別途、当行所定の方法により申込手続を行うものとします。

- (1) ID・暗証番号方式
IDおよび暗証番号により、管理者・利用者ご本人であることを確認する方式
- (2) 電子証明書方式
電子証明書および暗証番号により、管理者・利用者ご本人であることを確認する方式

2. 管理者の本人確認

- (1) 管理者が管理業務を行う場合、ID・暗証番号方式の場合、契約法人ID、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。電子証明書方式の場合、電子証明書、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの内容と当行に登録されている内容との一致を確認した場合に、送信者を管理者本人とみなします。
- (2) 当行が前号の方法により本人確認を実施したうちは、契約法人ID、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワード、電子証明書(電子証明書方式の場合)に不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。「ご契約者カード」は厳重に管理し、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。
- (3) 契約法人暗証番号と契約法人確認暗証番号(以下、「管理者パスワード」といいます。)の変更は端末から随時行うことができます。この場合、管理者が変更前と変更後の管理者パスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の管理者パスワードと当行に登録されている管理者パスワードが一致した場合に、管理者本人からの届出とみなして管理者パスワードの変更を行います。安全性を高めるために管理者パスワードは定期的に変更してください。また、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避けください。
- (4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる管理者パスワード等の入力が当行所定の回数だけ連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。サービスの利用を再開するには、第11条に定める方法で当行所定の書面により本サービスの代表口座を開設された店舗に届出てください。

3. 利用者の本人確認

- (1) 管理者は、利用者IDを登録する際に端末から当該利用者IDの利用者暗証番号と利用者確認暗証番号(以下、「利用者パスワード」といいます。)等当行所定の事項を入力し、当行に届出るものとします。また利用者ID登録に際して、管理者は、利用者ごとにワンタイムパスワードを発行し、当行に届出るものとします。なお、当該利用者パスワードは利用者が本サービスの初回ログイン時に端末から変更するものとします。当行はこの変更手続により届出られたパスワードを本サービスの正式な利用者パスワードとします。
- (2) 利用者が本サービスを利用する場合、ID・暗証番号方式の場合、契約法人IDおよび利用者ID、利用者パスワード、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。電子証明書方式の場合、電子証明書、利用者パスワード、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの内容と当行に登録されている内容との一致を確認した場合に、送信者を利用者本人とみなします。
- (3) 当行が前号の方法により本人確認を実施したうちは、契約法人ID、利用者ID、利用者パスワード、ワンタイムパスワード、電子証明書(電子証明書方式の場合)に不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。利用者パスワード等は厳重に管理し、他人に知られることがないように十分注意してください。
- (4) 利用者パスワードの変更は端末から随時行うことができます。この場合、利用者の変更前と変更後の利用者パスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の利用者パスワードと当行に登録されている利用者パスワードが一致した場合に、利用者本人からの届出とみなしてパスワードの変更を行います。安全性を高めるために利用者パスワードは定期的に変更してください。他人に知られたような場合には速やかに変更してください。また、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避けください。
- (5) 本サービスの利用に際して、届出と異なる利用者パスワード等の入力が当行所定の回数だけ連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。サービスの利用を再開するには、管理者が端末から利用停止の解除登録を行ってください。
- (6) 利用者が利用者パスワードまたはワンタイムパスワードを失念した場合、管理者が端末から新しい利用者パスワードまたはワンタイムパスワードを再設定してください。なお、管理者が設定した利用者パスワードは利用者が端末から必ず変更するものとします。

4. 電子証明書の取り扱い

- (1) 電子証明書方式をご利用になる場合、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、使用する端末に管理者および利用者自身で導入操作することとします。
- (2) 前項により導入した電子証明書は、当行所定の期間(以下、「有効期間」といいます。)に限り有効です。管理者および利用者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うこととします。なお、当行は、管理者および利用者事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更することがあります。
- (3) 電子証明書を導入した端末を譲渡、破棄する場合、管理者および利用者は事前に当行所定の方法により電子証明書の解除(失効手続)を行うものとします。管理者および利用者がこの削除を行わなかった場合に、電子証明書の不正使用その他の事故があっても、そのために管理者および利用者生じた損害について、当行は責任を負いません。また、電子証明書を導入した端末の譲渡、破棄により新しい端末を使用する場合は、当行所定の方法により、電子証明書の再導入を行うものとします。